

昭和三十二年二月十一日

人口問題審議会第九回総会議事速記録

於 郵 政 会 館

總會前

人口問題審議全案其間蘇人請事數點錄

開基三十二年二月十一日

人口問題審議會第九回總會議事速記錄

召開三十二年二月十一日(火)

人口問題審議会第九回総會議事速記録

昭和三十二年二月十二日(火)

於郵政会館

午後一時二十三分

一一一

審議会

委

永瀧杏小飯

員

審議会

井田藤畠沼

午後三時三十五分
出席者

(五十音順)

席

出

亨実杏清省

那田澤木上野幸七(代)

須中田忠二郎(代)

皓宋節藏

皓一(代)

西
昌
井
潤
村
諾

一
（代）
養
二

稻三古本山麌松村
葉原屋星多田野岡上
秀信芳龍太真茂利
一雄雄郎澄亮代(代)
事

中	橋	名	熏	美	北	村
野	本	村	木	口	罔	田
正	寿	三	利	瞬	壽	惠
一	男	裕	克	次	節	歲
(代)	(代)				逸	海

参考人

橘

調
杳

卷一

(官房)

方企画室

上
總務課長

官房

之の他省
疗仇省
農林省

官查課務統上橋村

(官房企画室)

昭和三十二年二月十二日

人口問題審議会総会速記録

午後一時二十三分開議

○永井会長 大へんお待たせいたしました。これより開会いたします。あいにく下村会長が取日以来病気になられまして、御出席になれませんから、私がかわって座長を務めさせていただきます。

今日はこの前総会の席上で申し上げた通り、人口問題研究会の依りました原案は、潜在失業の現状分析の方をつまびらかにいたしまして、対策の方は具体的にあまり詳しく述べてありません。ついては各省の関係当局の方々のお話を伺つて、その上でここで案をまとめていただくということで、今日はとりあえず勞働省、通産省、農林省の三省の関係当局の方に来ていただきまして、なあ月末か来月初々、あとの建設省、経済企画庁、それと文部省の方において續う連びになつております。今日は時間もありませんので、各省の御説明を大体お一人三、四十分お

話しあつて、あと十分か二十分で御質問を願い、おそらくとも四時ごろまでには閉会したいと思います。どうぞ労働省の方から御意見を聞かしていただきまます。

○ 村上労働省総務課長 労働省大臣官房の総務課長であります。

実は今会長からお話をございましたが、いかような御意見を述べさせていただいたらいいのか、その考え方の基礎になる態度がよくわからぬものですから、あるいは的はずれの意見になるかと思ひますが、実は私ども三度ばかりこの決議の案文を拜見しまして考えております。

一つは、決議の内容は現状分析とそれから対策になつております。今会長から御指摘がございましたように、その対策は必ずしも明確ではございません。しかし簡単にではございますが、最低賃金の問題とか、あるいは失業対策なり社会保障の問題、その他いろいろ触れておりますが、それは何をねらいとするのか、内閣に対してもういうことを早急に実施しろということで、あるいは労働省なり厚生省に至急速と、こういう意味の、いわゆる審議会が当局に対して具体的な

行政措置を要望するという趣旨のものであるかどうかという点について、私ども
つまびらかにいたしておりませんので、申し上げることが目的はそれになるかと存
じますが、実は労働省から申し上げますと、たとえば最低賃金などの問題につき
ましては、その重要性を認めておりますし、潜在失業の問題にも関連するという
ことは認識はいたしております。ただいわゆる行政としてこれを処理する場合に、
非常な複雑な問題があり、困難な問題があるということも考えざるを得ない。こ
ういうことからいたしまして、実は労働問題懇談会という協議決定の機関が労働
省にございますので、そこに最低賃金問題についてのいろいろな御意見を伺って
ある。こういうような段階でございます。近く最低賃金問題についての考え方が
答申されると思ひますが、一方においてはそういう問題の取扱いがなされており
ますときに、こちらの方から労働基準法に基く最低賃金を実施せよ。こういう決
議が出て参りますと、それが行政機関に対してどのような働きかけを持つか、
私どもつまびらかにいたしませんけれども、労働省としては、一方においては労

労働問題懇談会において、問題の非常に専門的な御検討を願つてある、一方においてはこちらの方から労働基準法に基く最低賃金を実施せよといふ、きわめて具体的な方法を明示された内容のものを示されるということになりますと、率直に申しまして多少困惑をいたす面があるのでござります、もちろん審議会の決議がございましたならば、労働省といたしましても十分その趣旨に従いまして、その実現を期するよう努力いたしたいとは存じますが、一方においてはそういう別な機関で問題を取り扱つてある、実は多少そういう点が、どういうふうに処理していいか私どもよくわからぬ、こういうことでござりますので、そういう点について御考慮いただけならば幸いである、かように存じております。

それからオニタニでございますか、これは非常にこまかい點で恐縮でござりますが、失業対策につきまして、失業対策事業について全く生産性のない事業ということで、いろいろ改善方法を明示されておりますか、失業対策事業そのものについていろいろ御批判をいただいてありますことは、私どもは非常に感謝しております

のでございますが、たゞ基本的な考え方としては、失業対策事業などはないのにこ
したことはないのでありまして、いろいろな事情からして、失業対策事業といふ
ああいう事業が国の施策として行われてある、非常に生産的な効果が低い、こう
いう非難もございますので、実は失業対策事業の建設的効果の増大ということを、
ここ数年来非常に心がけておりまして、同じ失業対策事業ではありますが、特別
失業対策事業といふ、ほんと公表事業と変わらないような事業をできるだけ拡大
しよう、こういう意図を持ちまして、生産的、建設的効果を拡大してるのでござ
ります。そのような状況にござりますし、非なる点は非であるという点は私ど
もも自覚いたしまして、改善をいたしてあるのでございますが、全く非生産的で
あると、こういうお言葉をちようだいしておるのでござりますが、これは弁解で
はございませんので、頂門の一針ではありますようが、しかし行政として、それ
を実現するにはおのずから段階があり、順序がある、こういふに私ども考
てありますので、そういった点もお含みおき下すつたらどうか、かようになじて

あります。

それから第三番目ですが、実は潜在失業問題の取扱い方でございます。この前の懇親会で山中先生からも御指摘ありましたように、潜在失業という言葉の定義について学説が日々に分れております。その問題を取り上げて、潜在失業者か六百万ないし七百万というふうに数字を明確にされると、そこに一つの問題がありますはしないか。これは数字をあげずに議論なさる場合には、それは学説の相違ですからなんですが、六百万が妥当か、七百万が妥当かということになると問題がありはしないか。かつて、内閣に置かれております失業対策審議会におきましても、失業対策・雇用対策という面から失業、特に潜在失業の問題も合せて検討なすったことがございますが、そのときには労働時間——働く労働時間のみならず、所得状態等をも勘案されまして、それぞれ厳密な前提条件のもとに、その数字を約六百万ないし七百万というふうに出されたのでございますが、それは一定の条件付の数字でございます。実はこの資料の奥に横たわつてあるいろ

いろな条件というものを私ども承知いたしておりませんが、具体的に数字をお示
しいただく場合には、相当条件をしほつていただかなくては、いろいろ問題が生
ずるのではないかと思うのでございます。その数字がいろいろな条件のもと
に明確にされたとしても、次の段階として、それは一体政策なりあるいは行政措
置として、いかにそれを処理するかという問題になりますと、それは一面的には
参りません。これは決議で御指摘になつておりますように、総合対策が必要でござ
りますが、その総合対策の取扱い方にしても、総合経済政策という面から問題
を処理していくか、あるいは最低賃金という非常に具体的な、部分的な面から問
題を掘り起していくかという点で、いろいろ問題があると思ひます。そういう具
体的施策なりボリュームを考えるに当つても、根底になるのはその数字でございま
す。それがいかなる条件付の数字であるかということがかなり問題であると思ひ
ます。そういう点から、実は私ども直接社説をさせていただく側から申しますと、
そういう点についてかなり正確なる——不正確とは申しませんが、条件をしほつ

での数字としてお取り扱いいただくことが穎わしいのではないか、かように考えております。

非常に閑遠のない、"ばらばらなことを申し上げましたが、要約しまして以上三矣、私どもとしては考えてある次第でござります。

○永井会長 今日は通産省の関係当局の方が急に御用ができて、どうしてもおいでのなれないので、労働省と農林省の二省の方のお話を伺うほかはないのであります。そのため時間も予想ができました。一つ労働省の方からお話をまとめて、次に農林省に移りたいと思います。御質問を御自由に願います。

○北岡専門委員 ちよつと労働省の方に伺いたいのでありますが、今考えてある最低賃金——労働基準法の最低賃金を考えてあるのであります。その方針でござりますね。私ども、古いのでありますか、社会保障の考え方によりますと、最低賃金というのは、やはりそれだけ賃金を上げ得るのだ。事業の生産能率を上げるとか、もしくは利益を多少減らすとか、その他諸般の事情によって需要を増すとか、

そういうことで賃金を上げるのだ、こういう考え方で最低賃金を決めるのが原則と考えてある。ところがこの案では賃金の低いのは失業に落するのだといふこと、それが目的じゃないでしようけれども、その方がいいのだ、こういう考え方なのです。が、労働省の現在考えている方策は最低賃金を施行する場合に失業者を出さないというのか。どの程度までは失業やむを得ずとお考えですか。その最低賃金制定のリーディング・プリンシップ、標準と申しますか、そういう点を伺いたいのですが。

○ 村上労働省総務課長 最低賃金の考え方でございますが、これは北岡先生十分御承知のことのございますが、いかなる目的で最低賃金を実施するかということは、これは各国とも多少相違がございまして、いわゆる苦渋労働の廢止あるいは絶滅という観点から最低賃金を考えるところもござりますし、あるいは一つの經濟目的、たとえばアメリカにおける最低賃金のごとく、有効需要の喚起の手段という副次的目的一もあって、そういう經濟的な効果もねらつて最低賃金というものを考

れる。こういう立場もありましようし、あるいは労使関係の安定ということからして、一つの調整機能としての最低賃金を考える場合もあるかと思います。実はこの最低賃金をわが国で特に現在、労働問題懇談会でいろいろ御論議頗つておるのでございますが、それは率直に申しまして、どういう観点からこの問題を考えているかということは明確に申しておりません、ただ事務的に考えておりますのは、一つには労働者の保護、特に中小企業などいわゆる低賃金労働者の保護、これは当然のことであるが、かたかた中小企業における過当競争を防止する、ひいては産業の健全な発展に寄与する。こういうような観点を合せまして、問題を考えさせていただいたのであります。従いまして、今失業者が出ることを予期しておるのかどうかということをございますが、これは労働省としての公式見解とまではちょっと申しづらいのでありますが、現在私どもが考えてある最低賃金問題というのは、特に中小企業における低賃金労働者の保護という面と、中小企業の過当競争防止という面を考えておりますので、失業者が出るような最低賃

金ということは、ちょっとそういうことを考えてあるということは私ども申し上げられない、かよう、に思うのでござります。実はこの決議案を拝見しまして、あいの形で最低賃金を実施したならばどうなるかと、いうことでござります。およつと案文を見まして、全体としての私どもの感じでございますが、相当計画化された経済態勢なり、経済組織のもとで行うのでありましたならばよろしいかと思ひます。が、この内容に示された最低賃金を実施した場合には、相当な大なたがふるわれることになつて、ある程度の中小企業の整理といふことも招来するのではないかろうか。そういうことまで予測しての最低賃金制の実施といふことを言っておられるのではなかろうかというような感じがいたしましたのでございますが、回りくどいお答えで恐縮ですが、失業者を出すという形における最低賃金の実施といふ点は私どもは考えておらぬのでござります。

○永井会長 稲葉さん一つ御質問を願いたいのでござりますが、

○稻葉専門委員 十分聆听味をして申し上げることでさせんけれども、今御報告

になりました矣について、まず最低賃金の問題でござりますけれども、私も実は
労働問題懇談会の最低賃金の小委員をいたしておりまして、ここにおいでになる
庵田さんもその委員でござりますが、今政府としてどういったような矣をとつて
もらいたいか、こういう矣を論議をしております。その過程に現われました、こ
の決議にも若干関係する問題でござりますけれども、いろいろな問題矣について
御報告と私の意見を申し述べたいと思います。

実は労働省の考え方は、一律的な最低賃金制度は時期尚早である、それからま
た何らかの形において法的にertzシテする、たとえばここにもござりますけれど
も、家内労働法みたいなものを依つて、だんだん包括的に攻めていくというよう
なことについても時期尚早である、そこで業種的に行われている業者協定による
最低賃金制度、これができるだけ育てていって、それを法的な矣に持っていく。
こういった考え方が現実的で合理的ではなかろうか。こういったような考え方の
ように思うのであります。実は労働問題懇談会の最低賃金の小委員会では、中立

の委員のほかに労働組合側の委員と経営者側の委員も出られまして、この問題を
四回にわたって審議をして一応の共通点に到達したのであります。まだ最終的には実はきまつてしまひので、この点あとで滝田さんから御補足を願いたいと思
いますけれども、一応まとまろうとしてあります。銀はまずそいつたような線を
政府が進めていくことはよろしい。しかしそれと同時に最低賃金については、二
年くらい前ですが、特別の審議会もでき委員会もできて、そして四業種について
いろいろ報告も出てある。従つて賃金審議会において、これをもつと進めていく
ということに対して積極的な措置を講ずべきではないか。これをもつと法例化し
ていく。こういったようなことをどるべきではないか。それからオ三矢は、ただ
業者協定を結ばせていくことだけでは、果してそれがうまくいかかどうか
わからないので、やはり基準局も、そういったことに対する積極的に参加する。
あるいは業者協定の内容にわたつて、労働者側の意見を聞いてくる。そういった
ような情報をできるだけ中央に入れて、そして進めていく。こういったような形

でややあいまいといふことになるのだろうと思うのですけれども、そういった線で一応まとまるのではないかと思ひます。従いまして労働省の総務課長さんのおつしやつたように、理論的な見地に立つた最低賃金法とか、あるいはここでの答申にも現われておりますように、もう少し国民経済、潜在失業、こういったようなものを考えての対策といふのは考慮には値するけれども、直ちに現状の問題として登場してこないのではないか、こういうふうなのが現実だと考えます。これに対しまして、小委員の一人として私が述べさせていただいた意見を簡単に御報告申し上げますとそれでいいのですけれども、もう少しやはりこの問題は経済的な情勢も変つたから、より一步を進めていく必要があるのではないか。たとえばその一つは、この報告書にもございますように、表面的には雇用は増大しているけれども、賃金格差といふものはどんどん大きくなりつつある。今後もそういつたようなことになりますと、労働の量の対策だけではなくして質の対策といつたのも考慮しなければならない時期に来てゐるのではないか、そうなりますと、

むしろ社会保謢政策と相関をして、一律まではいかなくても、もう少し強い態度でこの問題を取り扱い、そして産業の公平な条件を確保する。こういったことは経済的にも今後の日本としては可能ではないか。

それからオニギとして私の申し上げたい点は、それは業者協定ですから、直ちに政府がそこに介入することはできなかもしれない、また一律最低賃金で、最低幾らということを政府がきめるということも確かに時期尚早だと思ひますけれども、むしろこういったことをもつと地方の中、小工業とか輸出産業に広範にやるべし、やつた協定については、ある程度これを政府が確認するとか保証するとか、こういつたようなところまでの法的措置、行政措置はとつてもどうたろうか。

オ三に私の考え方ありますのは、むしろこの際家内労働法的なものを全体的でなくとも局部的に作つていく。こういつたことをやってもいいような経済条件にきているのではないか。これはなかなかむずかしい問題でござりますけれども、そういうふたよなあり方の方が、日本としては現実的にも実現可能ではないか。

こういうふうなことを私個人は考え少し、申し上げてあります。しかしそれが国の施策あるいは行政の内容として、どの程度取り上げられるかどうかということはわかりません。私の考え方の方が、百パーセントではございませんけれども、この決議にやや近いのではないか。こういうふうに感ずる次第であります。

もう一つ課長さんのおっしゃったことの中で、非生産的な失業対策、公共事業ということでございますが、確かに国の公共事業はもつと改善をされなければならぬ点もありますし、その生産的な面と雇用吸収の面と、両方を結び合せていかなければならぬという点がある。現実にとられております政策が十分でないといふ点はあるのですけれども、私のこれに対します意見は多少審議会の意見。

この決議になろうとするものと違うのですけれども、私どもがずっと今まで、公共事業の中の労働費と資本費の内訳を計算して参りますと、案外資本費というものが大きな比率を占めています。従いまして、やや生産的な対策事業になりますと、案外失業者をたくさん吸収することはできない、こういうふうに感じるのであります。

で、むしろ、失業対策審議会でもその問題が起つたのですけれども、労力を主としてやるような事業、たとえば道路なり道路について、ある個所はむしろそういう機械化しないで人を雇つていいくというような形のものにするか、あるいはむしろ生産的な面から見て、多少失業者の数が減りなくても、早く事業ができる、その効果から人が救済できるようにするか、この二つの面をやや形式的になりますけれども割り切つていただきして、それから一つ一つの事業についてどの程度人が吸収でき、地域別にどうなるかというようなことをはつきり測定をする、こういったようなことをやはり具体的に労働省に私どもはやっていただきたい。その点は資料も大ぶそろつてているのですけれども、進んでいるのはいえないし、また現在の公共事業の金の出し方、効果については、非常に批判をさるべき点があろうと思ひます。だから全部が全部非生産的だつたとは申しませんが、やはり雇用の問題と資材の問題と経済効果といったようなことを考えた公共事業計画はそうたくさん行われているとは思えぬ、こういう点がいえるのではないかと思ひます。

ろいろほかに申し上げたいことがあります、これだけ申し上げておきます。

○永井会長 ありがとうございました。労働省の御見解も伺いたいのですが、厚生大臣が国会中お忙がしい中をおいでになりましたから、大臣のごあいさつを伺います。

○神田厚生大臣 ちょうど国会の開会中でございました、予算審議の最中でございましたので、大へんおくれて参りまして、またごあいさつ申し上げてすぐ帰らなくちやならないのではなはだ恐縮でございますが、お許し願いましてごあいさつさせていただきます。

本日ここに人口問題審議会や九回会を開催されるに当たりまして、ごあいさつを申し上げる機会を得ましたことを非常に喜びいたします、顧みますれば昭和二十八年十一月、本審議会が発足いたしまして以来、終始御熱心な御討議によりまして、人口の量的調整及び人口の収容力に関する決議等、有効適切なる御決議をいたしまして、人口問題解決の基本施策樹立の方針を得ましたことを厚

くお礼を申し上げます。

二二

私は本審議会才九回総会の開催に当りまして、かくも充実した各界有志のお廣
ぶれに接しまして、本審議会の今後の活動に多大の期待を抱くものでござります。
わが國人口過剰の圧力が政治、經濟、社会の各方面に及ぼしてある影響はきわめ
て大きいものがあるのであります。前回の総会より議題となつてあります潜在
失業対策は差し迫つた当面緊急の対策であり、今後これら問題の具体的施策の確
立をはかることは、自立日本の緊要事の一つであると信ずるものであります。各
位におかれましては、本審議会において、積極的な御意見の御開陳あらんことを
希望するのでありますが、政府といたしましても、本審議会の御意見等は十分尊
重した上で、本問題解決のため一歩と努力いたす所存でございます。どうか人口
問題解決のための一歩の御協力を賜わりますよう切望いたしてやみません。まこ
とに簡単でございますがございさつといたします。どうか皆様よろしくお願ひい
たします

○永井会長　ただいまの稻葉さんの御意見に對して、労働省の御見解を聞かしていただきましょうか。

○村上労働省総務課長　稻葉先生よく事情を存じておられますので、表申し上げるの
はいかがかと思いますが、御指摘のような点は確かにあるかと存じます。ただ私
ども法律による最低賃金制度を希求してあるのではございませんので、ただ法律
による最低賃金制度を実施する場合には法律的强制力が伴います。従いましてそ
の法の形式と申しますか、法と現実が常所背反します場合には、その法が法とし
て現実的、具体的に適用されることが非常に困難になるということを考えざるを得
ないかでありますて、特にその最低賃金制度が法律通り実施されてあるかどうか
かといふことを監督しなければいけないという監督面のことを考えますと、相手
が特に中小企業ですからなかなか大へんでございます。現在の監督機構をもつて
しては、かりに法律による最低賃金を実施しても、その実施状況を監督する
のはなかなか困難であります。こういう問題もございまして、勢い発言が元気が

なくなるという傾向があるかと思います。しかし法律によるところの最低賃金といふものが、いわゆる最低賃金制度の本格的なものであることは十分承知してあるのでございます。ただ法律に基く制度として実施して参ります場合には、そういった将来実効を確保するための監督措置といったものをどうしても考慮せざるを得ないのではないかと考えております。

また家内労働法についての御指摘もございましたし、この決議にもある通り、家内労働法の必要性については相当認識してるのでござりますが、ただ法律制定ということになりますと、一体家内労働の実態がどうなつてあるかということ、それからそれを規律する場合にどういう内容のものであるべきか、又三にはかりに実施するにしてお、最低賃金法の問題もありますから、一体最低賃金法の前にやるべきか、あとにやるべきか、同時にやるべきかといつたような、いろいろの問題があるかと存じます。まことに何でございますが、実態把握が非常に困難であるという一とがまず第一の問題でございます。かりに法律によつてやるとした

ら、ただいま申し上げましたような点があるわけでございます。大筋としては家内労働法の制定という方向、これはもう否定すべくもないというふうに私ども考えております。

○ 農業専門委員 もう一つこの決議とも非常に関連をするので、今課長さんのおつし

やつたこととも関連するのですけれども、実は賃金格差が、表面的な雇用の増大にもかかわらず増大をしている。そして私どもも、そのほかの通産省の委員会、あるいは農林省の委員会にも関係をするのですけれども、なるほど失業をしているよりもかかわらず増大をしている。そして私どもも、そのほかの通産省の委員会、あるいは農林省の委員会にも関係をするのですけれども、なるほど失業をしているよりもかかわらず増大をしている。そして私どもも、そのほかの通産省の委員会、あるいは農林省の委員会にも関係をするのですけれども、なるほど失業をしてい
るよりも、安い賃金であっても雇用されるということの方が大きいということは認められるわけであります。ところがやや誇大に申し上げますと、最近経済情勢が変わったために、賃金格差が将来の経済発展にとってややマイナスになりつつあるといふこと、も、全般的ではないけれども局部的に出てくるのではないかというふうに感じられるわけであります。一例を申し上げますと、私が年々、職種設備の制限問題で通産省のお仕事に委員として参加をしたことがござります、また今度は

蚕糸業の再編成の問題について、若干お手伝いをしておるのでございますけれども、蚕糸について申し上げますと、いわゆる座縫りの方が安い賃金で、それこそ昔の苦汗勞働みたいな形をやるために、結局糸の値段がフラクチュエートする、そちらの方へ基準法の手が及ばない、こういったことのために、まさに、大製糸、中製糸、特にまじめな労働条件を守ろうとしておるところの方が、かえつて存立しにくしいという状態が起つて参つた、それほど労働基準法の違反が四十万件とか五十万件、實際にはそれ以上あると思うのですけれども、五年前、十年前であれば、それはある程度しようがなかつたのかもしれませんけれども、ここまで日本の経済が大きくなり、正常化した場合は、むしろ基準法違反、あるいは安い賃金でやつておられる、ここにも山梨の例が載つておりますけれども、そういうような形が存続されてよいかどうか、こういう点が一つ起つてきておると思います。これは單に織維産業だけではなくて、他の産業にもたくさんあります。

オニに、最近日本の雑貨製品がたくさん外国に輸出をされてあります、しかし

その中には、たとえばほんと工場も持たず、そしてむしろ税金も払わず、内職的にいろいろ部品を依らすといふことで、一日百五十円とか二百円くらいの形になる。それから出てくるものはむしろそのままであって、税金をそれから納めない。他方ではそれに対して普通の形で競争しようとする者が出てくる。そうすると戦前に対して工業が二、三倍見当までになりました状態のもとにおいては、全体的今までとはいかなくても、局部的にそういうものの正常化をはかつていくということは、法律的にもやらなければならぬ状態にまさに私どもは直面しつつあるのではないか、それを遷延するということは少し施策としてはおくれすぎるのでないか。だから直ちに一律的な最低賃金まではいかなくても、やはり家内労働法をやり、ある程度の雇用についてははつきりした措置をとつて、そしてどうしてもそれでやっていけないというものについては失業対策をやる。あるいは社会保険をやる。こういったことは、ともかく一千億円も三十二年度には三十一年度に比べて、われわれは減税をしてもらひうのですけれども、たくさん税金を払

う世の中になつてあるのですから、その程度は政府もお考えになつてはどうか。
労働省や企画庁もそういつた面には努力していただきたいと、個人として私はそ
う考えてあります。

○滝田委員 私も稻葉さんと一緒に賃金問題にずっと取り組んできたのですが、労働
者の立場からこの審議に参画してきて、政府の言われてある点は、この間の労働
問題懇談会の答申案をまとめようとしたときに、經濟的、社会的条件がまだ整っ
てないから、最低賃金制度を今直ちに実施することは困難であるという政府の態
度を大臣から表明されたわけであります。その態度については、経営者側の日經
連の代表も大体同じ観点に立つて、やれるところから業種的に、輸出産業を中心
として考えたらいいではないか、こういう考え方のようですが、今稻葉さんもお
っしゃつたように、われわれ労働者の立場から見ると、国の経済全般の一つの動
向の中で一番問題になつてくるのは、失業者が非常に貧困には増大してきてお
るのでないか、労働者では去年は雇用が大ぶふえた、ふえたと言つておられる

けれども、あれは生産部門だけではなくて、非常な不安定な形において生産部門に吸収せられておるか、あるいはオミセス部門の非生産的なところに雇用が増大しておるというかつこうですから、数字だけを見て、これは経済が非常によくなつたから、雇用が非常に安定しているということはなかなか言えないのではなかろうか。そういう点を考えておるわけですが、今の賃金格差という問題では具体的な数字を、金子さんもいらっしゃるからよく御存じなわけですが、五百人以上の事業場の従業員と、三十人以下のところの従業員と比較すると、賃金は四〇%前後なんです。半分以下の数字です。五百人と百人くらいの企業を比べれば、それが六割くらいに縮まってくる。こういう形が果していいのかどうか。農村からいろいろな人たちが工業労働者になつてくる場合に、中小企業、零細企業の労働者は、經營者の立場からは安いところを探つた方が、それはその方がよろしいでしょうけれども、賃金以外のものは一切市場価格で買われてある。それに労働者の賃金だけは無制限に下げていくといふ傾向、これで果していいものかどうかとい

うことが労働者にとつては、最低賃金をどうしてもここらで一本筋を通さなければならぬといふ要求になつて出てきてあるわけです。今稻葉さんがあつしやつたようないろいろな問題もありますけれども、他の一切が市場価格であつて、労働者の賃金だけには何らの保障がない。それがだんだん拡大してくるとしうと、労働者の中でも問題を引き起すし、それから健全な経済の発展の観点からいえば、もしここに最低賃金という一本筋を通して形になれば、それを払い得る単位の企業というものが合理化され、整理されていくのではないか。その場合には国際的な不当な競争も出てこないのではないか。こういう点でわれわれは朝鮮、ブームのあとの日本の經濟がやや好転しかけるときに、ここらで持つていかなければならぬのではないかという考え方を持つておつたわけです。それから昭和二十五年から二十九年の四年間にわたつて、中央賃金審議会で三十六回にわたつて会議を開いて、日本の賃金の分布を詳細に調べて、非常に各専門員も勉強に勉強を重ねて、昭和二十九年に中央賃金審議会の答申案というものを政府に出したわけですが、

その答申案が商業雇とというものにしほられて、まずここに根柢を置いて、最低賃金の問題に取り組んでみるべきである。取り組んでみた結果、最低賃金といふものは、日本の実情に即してどういうふうにやつたらいいかという足がかりを作るであろう。こういうふうに考えておつたのです。ところがそれがいろいろな政治的な制約を受けて、労働省の関係者も、それをあまり促進する者はちよつといらっしゃるというほどじゃないかもしませんが、われわれから見ると、どうもにらまれて外へあつぱり出されたような感じも受けないではないくらい、その答申案はたゞざらしになりまして、そして今日になつて、やはりこれはやらなければいけないという時期になつてみると、今度はそれが全く無視されて、別の観点から今度はやられてくる。そういうことが、この日本の経済の発展期において、経済がもつと健全化されねばならない重大な時期に、非常に立ちあくれになつてしまつたような実情のように思うのです。しかしこういう最低賃金制の問題を家内労働法と関連させて、人口問題、雇用問題全体に関連させていくとさへ、労

物者の考え方が統一されてあるかと、私はここで言いにくいくことですが必ずしも統一されておりません。私は労働組合の立場でも総評と違った全労会議の立場にある者ですから、ここに総評の代表の原口君が来ているとよく親切がわかるのですけれども、最低賃金あるいは雇用の安定を考える場合に、最低賃金の実現、あるいは国家の制度として保障するようなことを考える場合に、国民経済との関連をどう考えるかということが、ほんとうは労働組合の中にも非常に大問題であるわけです。最低八千円というような切り型のかつこうで、果して今の日本の経済が大手術をしてやれるようなことが可能であるかどうか、そういうことを主張することによって、むしろ最低賃金制がおくれていくのではないか。こういう考え方を私もども持っているわけです。それを四角四面に出していく労働組合の主張とぶつかって、むしろ最低賃金の実現というものが相手側から攻撃される材料になると、いうことがあって、最低賃金制は確かにおくれているようと思うのです。だからここで賃金という問題を考えると、国民所得、国民経済の伸びと

タイアップしたような、國民經濟の力はどういう關係にあるかといふことが勞働組合の中にも十分認識されて、そこに統一された意願が出てこないと、どうもこの問題は實際問題として處理しにくどころにきておるわけです。私ども労働者としてこういう席上で言いにくい事柄ですけれども、しかしさつぱらんに申し上げないと、この点が明確にならないわけです。それで雇用の問題については賃金だけを論じていいかどうかといふことも、はなはだ疑問であります。といふのは、今最低賃金制をしく、それから比較的雇用が安定してゐる国々においては、勞働時間も一体どうふうに分けた方がいいのか、國民全体の總労働時間をどうふうにわけたらいいのか、この労働時間と賃金との調和を考えると、雇用という問題は解決しないのではないかと私は思つてあります。これは単に工業労働者だけが労働時間が長いのではなくて、國民全体の時間に対する生活態度が非常にだらしない、御承知のように、こんなでたらめに商店が長く営業している国もありませんし、それに従つて家庭生活もでたらめになつてくるというような極

向のときに、最低賃金というような、経済に一本筋を入れると同時に、労働時間と雇用との関係をどうするかということもやはり総合的な見地から考えないと、雇用対策のほんとうの根本的なものにならないのではないか。こういうことも実は考えてみていいわけです。私は審議会にはあまり出席してありませんので、その経過と若干違った問題を取り上げたことになるかもしませんけれども、今最低賃金の問題が出てついでに、労働組合の内部の問題とそれを実現可能ならしめるためには、今申し上げたようなことも総合的にやはり考慮を取つていかないとうまくいかないのではないか。従つて最低賃金の問題については今八千円といい、六千円といわれておりますが、昨年の經濟の伸び、たとえば貿易あるいは国民所得の伸び、こういうものと比べて賃金がどうなつておつて、そして工業労働者だけではなく、農村の經濟との関連をどうするかということ、広い意味の国民所得と國民經濟との関係において、最低賃金制というものを早く実現されることいろいろな審議会で一つ取り上げてもらいたいものだと思っておるわけです。そし

てやはり猶予期間を置いて、雇用の際の条件として法律的に制約するものがある。たとえば雇用後三年目には六千円でなくちゃならないというような猶予期間を置いて、その期間が過ぎたのそれ以下で雇つてはいけないということに考えたらどうであろうか。今労働省からそんなことは監督できないと言われる。監督できないということになれば、今の労働基準法だって監督できはしません。全事業所を回ると、監督官全部を動員しても七年くらいかかるそうです。そういう事情ですか。完全に実施されなくてわ、猶予期間を置き、あるいは雇用の条件にしていくことによつて、不当競争なしし経済の計画的な発展がなされる、と同時に労働時間も雇用の一対策として考えてもらいたい。こういうのが、いろいろな審議会へ出て、私も労働組合の立場から考えてある問題であります。

○ 村上労働省総務課長 お答えいたします。結局非常にむずかしいことを申し上げて恐縮ですが、法律でやることになると、それを法として守ろうという一つの規範意識も必要だと思います。法として守つていこうという規範意識が労使双方

方にあると、いうことが根本であると思います。しかしそれを法律として強行していく場合に監督が必要である。立法には必ずといっていいほど監督機関が付隨してある。これを等閑に付するわけにはいかないという意味で申し上げたのですが、そういう意味で、まだ最低賃金という問題の所在すら中小企業においては知つてないところもかなりあるのが事実ではないかと思うのです。そして業者協定による最低賃金を大いに普及し、宣伝していく過程におきまして、中小企業でも何だかここにむずかしい問題があるようだから、だんだん最低賃金というものに対する関心を深め、そのうちに法律ができるならばこれを守ろうという規範意識もだんだん成熟してくるのではなかろうか。そういうことも考え方させられるわけで、あなたがち監督できないからという、消極的な監督手腕の面からだけ申し上げておるわけではございませんので御了承願いたいのであります。

○ 北岡専門委員　ただいま稻葉君並びに滝田君からも発言がありましたけれども、私は二点において労働省側の態度がいいと思うのです。オ一は、監督なんか基準

法だつてやつていなじやないかといふお話をありましたけれども、あの基準法はアメリカさんが作つたのです。日本の労働省ならあんなものは作りませんよ。アメリカさんが作つたからあんな実行できないうなものを作つたので、日本の政府が依る以上は、やはり大体できるというものを作りなけばならぬ。そうしますと、全労はどういうお考えを発表しておられるかしりませんが、大体穏健なよう伺つておりますが、かりに總評となりますと八千円です。六千円しかかけない者はやめてしまえ。そういうことをいつても六千円しかかけない者は八千円の生活保障をやるというならいいのですけれども、生活保障は五千円だ、文句を言つてあるよりは六千円でも働きたいというのが普通の人情ですから、八千円といつたものは行われないと思う。オーネに行われないし、オニにそんなに大規模な失業を出さぬのだという最低賃金法は世界中にないと思うのです。これだけやつても失業は出ないだろう、出てもこうなるとかいろいろ設備を改善したらいいだろうとか、これはこれだけ吸収できるとか、これはどうするとか、いろいろ

な対策を講じまして、結局失業が大して出ないという見通しをつけて最低賃金を実行するので、これには、ここにございますように、稻葉君も多少それに近いとおっしゃいましたけれども、とにかくそんなものはじやまになるからやめたらどうだ、健全な産業のじやまになるからやめたらどうだといったような最低賃金の考え方は社会政策の常道ではないと思うのです。だからやはり労働省が実行できるといふこと、失業を出さないといふこと、この二点を指算理念として最低賃金を考えていらっしゃるのは正道なので、その線で行かれるのがいいだろうと私は思うのです。

○滝田委員 今北岡先生はアメリカさんが依つたと言われますけれども、それは憲法論議みたいになるかもしませんが、憲法とは関係ないわけですが、大体労働基準法の骨子はI.L.O.で定めた国際的な基準に骨子が置かれてあると思しますから、あながちアメリカの政策であつて日本の実情に合わない、それゆえに日本の労働基準はもっと低くてもいいのだというところへすぐ持っていくのはどうかと思う

のです、たとえば婦人の地下作業、深夜作業の禁止、あるいは原則として一週間四十八時間の実働、こういった基本的な問題は少くとも近代国家といわれる特に日本のように加工工業的な輸出関係に重きを置いていかなければならぬ国柄では、特に国際的な水準ということを考慮に入れていかないと、われわれがいろいろな立場から外国の指導者を招いて見せたときに、どうしても国際的な労働条件の水準が問題になる、そのときにわれわれは、日本の経済の実力、あるいは国民生活の水準がこれほどであるからこれはやむを得ないのだ、こう言い切って言いいわけをするわけであります。だから私は日本の経済の実情の許す限りにおいて国際水準に寄せるという法律的な措置、あるいは行政的いろいろの政策を推進していかれるのは当然のことではないかと思つてゐるのです、まるで合はないものであつてもいけないでしようけれども、今実際には中小企業は基準法の中から漏れてしまつて、ざるの水みたいになつてあるわけですが、しかしそれがあることによつて、かなり中小企業が合理化され、あるいは共同組織的に育成されて

きて いる。 そ う い う 建 議 的 な 面 も 見 の が し て は な ら な い の で は な い か、 そ う い う
面 か り 觀 念 的 に 主 張 は い た し ま せ ん け れど も、 あ れ は す べ て 日 本 の 実 情 に 合 わ な
い も の で、 ア メ リ カ が 押 し つ け た か ら 悪 い と い う ふ う に は 実 は 考 え て い な い わ ケ
で す。 そ れ か ら あ ろ い は 政 府 関 係 あ る い は 番 議 会 等 に 希 望 い た し た い が、 ま た そ
れ を 絶 え ず 主 張 し な が ら な か な か い れ ら れ な い の は、 日 本 の 場 合 統 計 資 料 が 非 常
に 不 完 全 だ と い う こ と で す。 そ の た め に よ け い 混 亂 を 起 し て お る の で は な い か。

そ れ は 特 に 国 際 因 係 に あ い て い え る の で は な い か。 日 本 の 賃 金 ベ ース を 見 る と
き、 み そ も く そ も 一 緒 に し て、 賃 金 水 準 や い ろ い ろ な 数 字 を は じ き 出 す。 そ の た
め に 発 表 の 数 字 が 非 常 に 相 手 方 を 刺 激 し、 い ろ い ろ な 由 遣 が 起 つ て く る、 だ か り
二 府 県 以 上 に ま た が つ て お る 産 業 と か、 あ る い は 輸 出 産 業 に つ い て の 資 料 は 別 個
に 出 す と か —— ア メ リ カ だ つ て そ れ く ら い の 駄 處 を 扱 つ て、 対 外 的 な 資 料 を 発 表
し て お る わ ケ で す。 そ う い う よ う な 不 完 全 な、 非 常 に あ い ま い な も の を 対 外 的 に
発 表 す る こ と に よ つ て、 よ け い 問 題 を 引 き 起 し て い る よ う に 思 う の で す。 こ れ は

この審議会が将来いろいろな統計資料をつき出た潜在失業者の場合においても、定義なりあるいはしばり方が明確でないために、問題をさらに複雑にし、あるいは惹起するおそれがありますので、今後各数字を算出される場合には、もう少し内容を吟味されて、それを基礎にしてやりませんと、間違つたものと間違つたものの、条件の悪いものと悪いものとを寄せ合つて、非常に妙なものができ上る形勢がありますので、この点は今後この審議会においても、当然考えていただきたい問題だと思つております。

○ 稲葉専門委員　　ぼくはどちらかというと、この決議案の方向に近いので、北岡さんにおよつと申し上げたいのです。

まず第一に、先ほども申し上げましたように、零細企業の中で、去年、私、鐵維に關係したのですけれども、たとえば綿紡一つとりましても、十大紡、新紡、新々紡とありますけれども、経営核算の面において、必ずしも十大紡がいいとは限りません、それから一万錐以下のものにいたしまして、率からいえば、十大

前以上にもうかっていいるものか相当多い、それからオニヒ、ここにも載つてありますけれども、たとえば機屋さんが一日十四時間働いて三千円、こういったようなケースが案外多い、もう一つの問題は、都市の家内工業なんですけれども、こんなケースが案外多い、もう一つの問題は、都市の家内工業なんですけれども、これは税金も払わずに一日百五十円とか二百円、そのかわり工場に行かなくていい。こういったようなケースが案外経済の発展そのものにとつて、ぼくはむしろマイナスになると思う。ぼくはちよつと滝田さんと違うところは、日本の国民の生産に占める国民消費の比率は決して低くない。大体日本で今六二%です。イギリスの七〇%に比べれば低いことは低いのですけれども、西独が五五ないし五七%です。それだけ蓄積に対する余力は安定した形で持つてある。だから賃金部門の中でききるだけ合理化をはかるといふことについて、二年ぐらい前に、私が上の方の賃金上昇を少しあきらめて下に回したらどうだといったようなことを言う根柢にもなったのですが、下の方は、ここまで来たのだから、何とか上げてやりたい、との趣旨には別に北岡さんも不賛成でないと思うのです。オニヒ、もう少

し極端にいそば、内職していふのをやめさして、そうして一日百円、二百円とう。どうしてもそれだけ要るといふ人は、その仕事をやめさしても、むしろ生活保護でカバーするといふことがいいんじやないか。そういうふうに決議文で、一律の最低賃金はいけないけれども、ややそういつたようなところへ業種別、地域別にも考へてもいいんじやないか、こういうふうに思うのですが、これも御反対ですか

○北岡專門委員　どうも論争になりましたが、庵田さんに申し上げますが、私は国際労働の基準に日本の労働条件を上げろということは三十年來の主張であつて、その後微動もしないのです。常に主張しているのです。しかしながらその点でなくて、今申した点は、アメリカさんは、実行できないとぼくらが言ったものを、なに言つてゐるんだといつた調子でやつた。たとえば農業にまで労働基準法が適用されている、農業、牧畜業、それから旅館の文中といったものにまで労働条件の制限がある。全国でも九割九分まで違反しているだろうと思います。実行すると

いう気概もなければ、常軒翁の基準監督官に聞いても、これは手をあげています。旅館の文中に、何時に起きたか、何時寝たか、その間何をしていたか、こんなことを一々監督できたものでない、やろうといふ氣はない、大きなところは別ですがけれども、ごく小さいところにまでやろうという、こんな、いかにも實際に合わないものをむりやりに押しつけたのでありますて、こういうことは日本の政府ならば私はできないと言つているのです、日本の政府が立法するなら、やはり少、そんなに完全に行われるというわけではなくても、大体これなら行われるという目途をつけなければ、現在の基準法のような旅館の文中まで適用範囲に入れて、行われなくてもいいといったような立法はできない。

それから今の稻葉さんのお話をですが、あまりひどいもぐりのよくなものは他の企業の健全な経営のじやまになる、しかしあなたのおつしやつた業者の例は、そういうように最低賃金をやっても中小企業はやっていけるといふのが論拠で、これでできなければつぶしてしまふのだ、こんなものはスクラッ

アにしてしまうのだということではないと思う。私はやはり経済政策なり社会政策というものは、これは失業者を出さんだといったようなそんな最低賃金の考え方ではないと思う。あまりひどいといふものはやめなければならぬ、もぐりのようなものはいけないのでそれとも、現在生活保護法で保護をもらっている人で何にもしてないという人はほとんどないという、みなやはり百円とか、仕事をしているかだそ�ですね、これをとめることができないというのだね、同時にまた、失業者で失業保険をもらつている人でも、何も働いていないかというと、そうでない、労働省で調べたときに、失業保険をもらつている人で何も働かないというのは一割しかなかつたそうです。九割は何か働いている。だからかりに、ぼくはそんなことはできないと思いますけれども、かりに八千円の最低賃金を政府がやつても、ぼくはやはり、ひまなとき何もしないでぶらつとやつている人は、おそらく日本にはなかろうと思う。やはり九割か何割か知りませんけれども、大部分は仕事をするのです。これを禁じてまわるということは、おそらくぼくはできな

いだろうと思うのですね、だから私は財政的な点から申しましても、実行といふ
点から申しましても、人情という点から申しましても、そんな、賃金の低いやつ
は最低賃金をきめて失業者にしてしまうのだ、失業者を製造するといったような
最低賃金制というものは、日本の国情に合わないというのが、私どもの大体の考
え方です。

○永井会長 本多さん、人口問題研究会の決議の起案者として、何か労働省にお聞き
することがありますたらどうぞ。

○本多専門委員 労働省の方には申し上げることはありませんが、北岡先生の御発言
について一言申し上げます、この決議で最低賃金制度をとることがつまり失業者
を出すんだと、そういうことを目的にしてあたかもきまっていることのようにあ
つしやいますけれども、はたしてそういうことがどこに書いてあるかを御指摘願
いたいと思います。とにかく具体的に八千円とも六千円とも書いてない。むしろ
やり得る可能な限度で、とにかく経済の発展が雇用の面でかえって悪循環が起る

のを防止するつづかい棒として、どんなに低くてもいいから、できるだけの程度で最低賃金制度というものを原則的にまし確立して、そうしてその上で順次にいろいろの他の施策と合せて、だんだんとその水準を上げていこうじゃないかということがはつきり書いてあるつもりでございます。ほかの委員の方の御意見も大体間違いないだろうと思います。その点大へん誤解されているように存じますので、一言申し上げておきます。

○北岡專門委員 この要旨の方を見ますと、「最低賃金制度その他の諸方策の実施によりつて当然に現在失業化される人々とあって、失業者ができるといふことは当然だ」ということが書いてあると思う。それから最低賃金水準については、ここに少くとも個人として独立に労働力の再生産を保障するに足る人々・労働力の再生産ということは私どもあまり使わない言葉ですが、普通の言葉でいえば生活賃金ですね、生活賃金ということは、やはり少くとも独立に個人として、家族の世話をしなぬで、個人が独立に生きてきる賃金は八千円だということだと私は思

う、もう一つは、八千円というのは、これを書いたのはだれか知りません、お役人だろうと思いますが、お役人は大体日本では総評ですから、総評の八千円をとつても、そんなに苦しいものでなかろうと思うのです。その三度、それから総評はなあその上に生産性向上反対ですから、私はこれだつたら失業者ができると思う。それは總評の意見で別に政府の意見じやないでしようから、政府の高官が總評じやないのだから、私は八千円ということを進めているわけではあるまいし、また生産性に反対するわけでないと思いますけれども、究極觀念をはつきりしますれば八千円。われわれはこれはむちやくちやな大きなものだ、これは金がかかなければこんなことはできるものでない。そうでなくても、モダレートな全労ぐらいの考え方にしても、私はまあ困難だろうと思う。私が言いましたことの基礎はここにあるので、決して荒唐無稽の空説ではなかろうと思う。

○ 沢田委員 私ちよつとお尋ねしたいのですが、北岡委員のおっしゃることを承わり、それからせんだけては書きものをお回し下さって拜見したのですけれども、北岡

さんは、今の原案にあります制度が実行されると失業者が非常にかかると言われる。ただいま本多さんから承わりますと、そういうことは考えていないので、失業者は出ないと言われる。ここに非常に大きな開きがあると思う。それからいま一つは、北岡さんのこの間お回し下さいましたものによりますと、失業者ができたときにこれを社会保障によつて救済していく。その失業者は北岡さんのお考えでは非常に大きなもので、それを政府が社会保障によつてまかなつていくといふことは、非常な大きな国家財政負担なくしてできることがない。この二つの点から、どうもこの原案に御反対のように承わつたのですが、どつちがほんとうなんです。失業者が出ると言い、出ないと言う。それをはつきりさしてしていただきぬとなかなかできませんし、かりに本多さんのおつしやるようになれば、失業者が本ないとするしかしこういう大きな広い面を相手にすることですから、失業者は出ないものとして立案されても出てくるかもしれない、出でたときには北岡さんのおつしやるよう、これを社会保障で保護していくか、保護していくときに国家負

相がどういうことになるか、北岡さんの提起された問題に対しても一つ御説明を願いたいと思います。

○永井会長 その点につきましては、いざれ審議の本論に入りましてから、よく覚えておりまして、皆様方の御意見を伺うことになります。キょうは村瀬さんの御意見を伺うつもりであります。中産されましたので、だんだん時間がたちますから、農林省の方のお話を伺いたいと思います。

○橋農林省調査官 私は、農林省の大臣官房の調査官をいたしております。橋あります。本日の会議に私どもの方から局長なり官房長が出席いたすは、すでございましたけれども、国会の方の関係で参りかねますので、私から簡単に申し上げますことをお許し願います。

非常に大きな問題でござりますし、今までこの審議会でいろいろ御研究になりました経過なども十分承知いたしておりませんので、見当違いなことを申し上げることがあるかと思いますが、その点お許し願いたいと思います。

潜在失業対策によつて全体として産業構造を高度化していく、しかも雇用の増大を中心としたがら産業を再編成して高度化しつつ潜在失業の対策を立てていくという方向は、私どもとしては非常にけつこうな方向だろうと思ひます。この決議案にも書いてござりますよう、全国民経済の徹底的な再編成によつて潜在失業問題の解決をはかつていく、との解決をする際に、少くとも国民経済の前途がかえつて潜在失業層を肥大させることのないような強力な措置をとる。この方針としてはまさにその通りであると思ひます。その具体的な方策として最低賃金制といふことがまずオ一に取り上げられてゐるわけでござりますけれども、これも一般論としては当然進むべき方向でありまして、農林省としてその方向に対して異存はありません。具体的にそれを実施に移す移し方によりまして、今いろいろ御議論になつておりますよろ、失業者が出るか出ないか、あるいはどの範囲のものを対象に取り上げていくか、方法論としてはいろいろ御議論もありましようし、それのやり方を誤まつて過激な方法をとりますと、場合によつては一部に失

業者が出て、それがかえつて農村に對して、農村の包盛すべき潜在失業人口とひつたようなかつこうで、さらに農村の負担を増すといふ危險がないことはないと思ひますが、その点につきましては、そういふ危險のないよう、ここに書いてありますように、かえつて潜在失業層を肥大させることがないよう、といふうふうな配慮も十分にとられつつ、慎重にその実施の時期なり方法なり対象なりにつきましては、いろいろと研究すべし課題があるかと存じます。禹どもその具体的なことにつきましては十分に勉強もいたしておりませんので、具体的な意見を申し上げることのできませんことを殊急に思ひますけれども、方向としてはこういふことでけつこうであろうと思ひます。その際に、その対策を保護し、かつ最低賃金水準を上昇させていくために農業生産の近代化政策を強力に推進せよといふその御意見も、方向としては、まさに農業生産を近代化してその有機的な構造を高めていく、資本を投下していくことによつて生産性を増していく、これもまさにわれわれのねらつてゐる方向と合致するものでございまして、審議会の御

意見としてこういう方向をとつていただくことは、非常にけつこうなことであると思うのです。ただその場合に、国民経済的核算に合わないような従来の保護政策を再検討せよ、農業の離脱過程にある階層に対しても、農家として保全するよりも、むしろ別途の救済方法を講ずるよう考え方ということが書いてござりますけれども、今までの農業政策としての農民に対する保護政策といふものが、現在の農村なり農業の置かれてあります情勢で、自力で資本の蓄積がなかなかできぬといふような状態から、どうしてもその資本の蓄積をある程度國の賦政投融資というようなものの助けによつて促進していかなければならぬ。そういう必要から農業に対する保護がずっと從来とられてきたわけで、現在でも、その内容は変りますけれども、保護政策といふものは統せられていてるわけでございますが、これが必ずしも国民经济的核算に合わないといふに一般的に断定されることはつきましては、個々の政策として、そういうものが絶対にないといふことは申せないと存りますし、その点では、われわれとしても大いに反省し勉強

する必要があると思ひますけれども、現在でも農業と他の産業部門の賃金の格差といふものは、むしろ増していくような傾向にあるという点から申しましても、今までの政策が農村なり農民に対する過剰なる保護であるということは、必ずしも申せないのでないかといふふうな感じを持つております。ここに書いてありますような農業生産の近代化ということを推し進めていきますために、結局農地の土地改良なり、農業に対する機械の導入といったようなことが主体になつてくる。そういうような資本を投下して生産性を一層高めていくことによつて、農業生産の近代化というものが達成されるだろうと思ひますが、そのためにはどうしても相当な財政投融资を今後ともさらに施けていく必要が相当長期的にわたつてあるのではないか、この考え方が、農業の近代化政策というものが非常に安上りのものであつて、農業に対する保護政策をやめれば自然に近代化されいくといふようなことをために、それによって浮いた国の資金を公共事業なり失業対策に振り向け得るといふような前提でこういう議論がなされて いるのだとす

れば、そこの辺はちょっと問題があるのではないかというふうな、これは私の
読み違いであればけつこうなんですが、感じがいたすわけあります。

農業の離脱過程にある階層に対してもう少し別な方向を考えたらどうか、それは
一つの大いに傾聴すべき御意見だと思います。経済の進歩に従つて当然農業から
離脱していくものを不当に農業にかかえ込んでいく、それによつてかえつて農
業の中の問題の解決をあくらせていくことは避けなくてはいけないと想い
ますけれども、そういうような、ここに書いてあります離脱過程にある階層とい
うのは、零細な兼業農家というふうに考えられますけれども、そういうようなも
のが農業から離脱しようとしてなかなか離脱しきれないというのは、一つにはそ
の農業外の収入から得る所得が農業から離脱し得るに十分なところにはとうてい
なつていないということが一つの原因になつてゐる。これがもし最低賃金制度と
いうものが所期の効果を收めて、こちらの所得が十分に増して未得るような条件
が整つてくれば、ある程度自らに離脱し得る部面があるかと思います。それを左

だ放つておけば、保護をやめれば離脱するというふうには簡単には参らなひだろ
うといふふうな気がいたします。ただやめるのではなくて、公共事業なり社会保障
制度を強化するんだといふことがここに書いてござりますけれども、それが今の一
国の財政規模なり何なりから考えまして、どれくらいの規模でどれくらいすみや
かにそういう対策が立てられるかということによりまして、今の離脱が可能であ
るかどうかということが条件づけられるのではないかというようにも思つたわけでござ
ります。

もう一つは、そういうものが離脱しようとしてしきれないという状況にある一
つの原因是、やはり農業生産の、農業労働の特殊性と申しますが、季節的に非常
に労力のピークがある、そこで全体としては過剰就業になつていても、そのピー
クを、ある程度の労働力をかかえていいとななかなか凌ぎきれないという面があ
つて、これはむしろ農業内の事情から、なかなかそういふ階層が農業から離れ
きるまでに行つていないと、いう事情もあるかと思いますが、こういふものに対す

る解決か、やはり土地改良とか農業の機械化といふような、農業に対する資本を投下していくことによって結局解決していくほかないのではないか、だからやはり農業の近代化を進める、ということによつて自然に解決の方途がとられていくことになるかと思いますので、そういうふうに農業の内と農業の外とのそれぞれの条件を解決しつつ、こういうような農業の離脱過程にある兼業農家を逐次整理していくことが必要だと想ひますけれども、ここに書いてありますような緊急対策といったようなかつこうで、緊急対策という言葉の意味にもよると想ひますが、何年間で一気に解決に向うというような問題でないのでもしろ農業全体の基本的な問題として、着実に長期にわたつてそういう近代化を進めていく、その進んだ速度に従つて逐次そういう階層の問題が整理されていくといふような過程をとるのがむしろ解決の方向ではないか、それを急速にやります場合は、かえつて一部のそういう階層が、逆に現在失業者化するといふような逆の効果を生み出してしまう心配があるのでないかといふふうな気がいたすわけでござります。

それからもう一つ、これは順序が前後いたしましたけれども、最低賃金制度と並びまして、家内労働法の制度といふことがうたわれておりますけれども、家内労働法についてあまり知識がありませんので、十分に意見を述べることはできませんけれども、こういう最低賃金制度の支えになるような意味での家内労働法といふものを考えました場合に、中小企業と同じような家族労働である農業經營というものが、家内労働法に支えられる一般のそれ以外の中小商工業者といいますか、そういうもののとの間のバランスなり関連といふものをどういうふうに考えていくか、そこいら辺にもいろいろ考えなければいけない問題があるのでないか。これも私、結論を持ちませんので、むしろいろいろお教えいただきたいといふことで、問題だけ申し上げますけれども、そういうような感じを持つてあります。

その他いろいろ非常に広い範囲にわたって御議論がありまして、影響するところも多いと思ひますけれども、今は簡単に私どもの感じでありますことを一、二申し上げまして、一応農林省としての意見といたしたいと思います。

○ 沢田委員 ちよつと今のお話で、私、聞きましたかわせんが、農業生産の近代化、農業の機械化、これは農業生産の見地からけつこうなことだが、これのやり方いかんによつては、かえつて機械化のために勞力を必要としなくなつてきて、潜在失業者をふやす結果になるといふ話、そう了解していいのですか。

○ 橋農林省調査官 今申し上げましたのはそういう趣旨ではございませんでしたので、機械化なり土地改良で農業の近代化という方向をたどると思いますが、それによつて農業の生産性が高まっていく、どうすれば一方において、今おつしやいましたような過剰勞働力というものが出てくるという効果はあると思いますが、一方におきまして、ここにも書いてあつたと思ひますが、農業部内におきましては、労働力人口のうち農業労働に就業しております人口の割合が、本來あるべき姿以上に高い。結局それでもって皆が非常に能率の悪い労働に従事しながら、やつと生活を支えるだけの農業所得をあげてゐるという実情が、生産性が上ることによつてそういう労働力人口の割合がもつと正常な割合まで下つてしまふという効果、

農業の生産性が高まることによつてそういう条件が生まれるとか効果は一方にあると思いますので、そういうことによりまして、一方個人当たりの生産性が高まることによつて、就業勞働が減つていくものの走方ペーしていく。全体として農村の包容し得る人口は必ずしも減らない、少くとも短期にはそういう方向か打ち出され得るし、また打ち出されることが必要なものではないかといふに考えているわけでござります。

○永井会長 那須さん、問題を一つ整理して下さい。

○北岡専門委員 私、農林省の方に向つては悪いから、那須さんに伺つてあきたい。ここに、國民經濟的採算に合わないような従来の保護政策を再検討するとあるのですが、ひよつとこれだけ読むと、大体農業の保護政策というものは、全部とは書いてありませんけれども、大体國民經濟的採算に合わないよう見えるのですけれども、灌漑とか土地改良、開墾、干拓、これらはみな個人の農家がやれば採算に合いませんから、国が莫大な援助をする、これはわかつてゐるのです。個々

の農民は採算に合わないからやれない。しかし國民經濟的に、広く全体を考えた國民經濟的には二水はいいのだ、國民經濟的に採算が合うのだという考え方で、こういつたような土地改良、開墾、灌漑、耕地整理ということをやっていらっしゃるのですか、これは國民經濟的に採算が合わないのだけれども、しきたりでしようがない、農村は保守黨の地盤で政治の力が強いから国費を使うんだとか、むしろ社会事業のためにやるのだとか、こういう考え方でやっているのですか、どちらですか、それを一つ那須さんにこの機会に伺いたいと思う。

○本多専門委員　ここに「國民經濟的採算に合わない」とある言葉がだいぶ問題になりましたので、これは字句が悪いために誤解が起つたと思いますので、その点を先に飛び入りで弁解しておきます。この点については、前回の会議のときも石井先生から御指摘がございました、山中先生が一應お答え下さったのですが、この場合に、國民經濟的採算に合わないということで一番問題にしましたのは、日本のお米価なり農産物価格なりが國際的に割高ではないかということなんです。たと

えは米が、内地米というものは獨占商団だとしてしまえば別問題でござりますけれども、くさい外米は別にしても、準内地米と比べましても、恵あまり詳しい数字は存じませんけれども、準内地米の輸入価格の二割方高いのではないかと思つております。そういう国際的な割高が結局賃金にも影響し輸出貿易にも影響してくる。そういう大局から見て米価を合理的な形で下げたいという、つまり押しつけの低米価政策でなくて、農業生産を近代化することによつて、そういう国際的な割高を修正する。そういう形で国民経済的核算を合理的なものに直したいといふ考え方方が一番根底になつてゐるわけでございます。そのためにここにも近代化ということをうたつてある。そのためには当然過小なる農家の階層分解といふこととも、もつと推し進めなければなりませんから、そのための零細兼業農家の整理といふことも課題に上つて参ります。その場合に、そういう零細兼業農家の組織といふものを、農林省あるいは農業政策だけに現在のように委しておかないで、むしろ国家全体の立場から考慮して、農業政策とそういう産業構造の再編問題と

を合理的にニ元化していく、ここに「政策を合理的にニ元化する」と書いてあるのはそういう意味で書いてあるのでありますて、必ずしも現在の農業政策が徹底的な採算に合わない保護政策であると言つているわけではありません。多少誤解がござりますけれども、非常に文章がますかつたので、そういう趣旨でございますから、どうか御了承願いたいと思います。

○ 那須委員 ただいま本多さんから御説明があつたので、あるいは北岡さんに私がお答えする必要が消滅したのかもしれませんし、またお答えするとすれば、私よりも橘さんの方が適当な地位にあられると思うのでありますか、私が存じてゐる限りにおきましては、在来農林当局が北岡さんの御指摘になりましたような大規模の灌漑、干拓等々の事業を始めることを推奨され、これに対しても直接間接に保護の手をあべられましたヒキに、これらの事業が採算のとれないものだとしての御説明はなくて、国民经济的見地からすれば、これはりっぱに成り立つものである。ただその収益の率といふものが、必ずしも他の方面の工業であるとか

商業であるとかいう方面に投資された資本と同額には達しないかもしません。これはしかし工業にしても商業にしても、それ自体の内部におきまして、やはり非常に収益率が遅いがあるのでありますて、たまたま農林当局が考えられているものは、高い収益率の工業よりは低いかも知れませんけれども、しかし非常に低いものに比べればかえって高いかも知れない。少くとも預金の金利内外のところには行くくらいの見込みのもとに、そういう計画をお進めに立つていた場合が多いのではないかと私は承知している。ただしそういうような見通しをもつて始めたされた事業であるといったしましても、必ずしもその全部がそのような結果はもたらさない。若干のものは予期にはすれた結果をもたらして採算がそれなくなつたといふようなことは、これはむろんあるのであります。ことに戦後非常に大規模に行われました一種の内地植民、山間の在来見捨てられていた土地に新しく農民を植えつける、これは一種の失業対策として行われたのでありますて、必ずしも全部が採算のとれる仕事としての計画ではなかつたよう思いますし、またこれの

の仕事の中には、事実割合に事業としてみますと成績の思わしくないものがある
ようにも私は承知いたしてあるのであります。私の考え方が間違つておりました
ら、橘さんから御修正いただきたいと思います。

それからいま一つ、米価が国際的の価格よりも高過ぎるから、これを合理的に
低めることを考えよ。本多さんの御説明は、おそらく生産費を低下するようない
ろいろの処置を講じて、そうして米価が低くなつても農家が困らないようにして
うことをねらつておいでなんだと思ひますけれども、その限りにおいては、私は
農林当局といえども必ずしも強い反対はお持ちでなかろうと思うのです。ただし
今後の生産費はそう下回らないうちに、すぐに国際価格並にするといふことが妥当
であるやいなや、ここには農林当局としては特別の御意見をお持ちだらうと思う。
私は農政当局ではありませんが、戦後の米価を見ますると、終戦後しばらくの間
は、むしろ国際価格を下回つていたと思う。日本の農民は安くお米を提供するこ
とを強く要望していた。これはある意味において国際価格並の米価を要求いたしま

すと、それは消費者に非常な脅威を与える、日本の国民経済全体の發展を阻害した
ろうと思うのです、それからいま一つは、戦時に商工業方面は爆撃であるとか
いろいろなことで、かなり資本を失っている。農業の方はそういう被害がなか
つたのであります。かえつて逆に、戦前の莫大な負債を解消することができた。
こういうような有利な立場にありましたがために、ある意味から言うと、国民の
各階層が犠牲をある程度平等に負担して、そして手を携えて国民経済全体の再
建に邁進する、そういう大きな視野から見ますと、やむを得なかつたことではな
かろうかと思うのです。ですから理想といたしましては、本多さんのおっしゃる
ようになることが望ましいとしても、すぐに米価が国際市価よりも安いから価格
を高めなければならぬ、あるいは高いからすぐにこれを低めなければならぬ、こ
ういう短気な結論を出されることはいかがであろうか。私は最近における日本の、
いわゆる神武以来と称せられる国民経済發展の有力なる一つの要因といたしまし
て、米価が安定している。そうして農民階級の購買力というものがしっかりと維持

されていり、これが日本の商工業者にとつて非常に安定した大きな国内市場を確保することになつてゐる、この安定した大きな国内市場と、それから国際貿易の発展と、この二つが相まって今日の日本の経済的好景気を来たしておるのであります。そして、そういうふうに考えて参りますと、米価の問題も、単に国際市価よりも高いから不利だというその面ばかりを見て簡単に結論を出すわけには参らぬのではないか、こうも考へてゐる次第であります。

それから、今申し上げましたこととまた別個の問題といたしまして、これは先づも私申したことありますか、日本の国民経済が十分就職の機会をねばさない場合に、日本の家族制度なり社会慣習からいたしまして、当然失業者化すべき部分の人々が農村の過剰人口となる、こういう事実が今までずっとあつたのであります、そういうことを考えますと、非常に農業經營が合理化し、それから個人主義が徹底しておれば、農村においてもそんなものは引き受けない、おつぱり出します。そしてそれに対しても国が失業対策として莫大な費用を投げなければならぬ、

ご權を農村にそういう分子がしわ寄せされて、そうして文句なしに農村がかかえ込んでいる。その大きな犠牲を考えますと、かりに若干の農業者に対する保護の費用を國が投げたとしたしましても、これは失業対策費を農民が出していいるから、肩がわりしているから、それ的一部分を補償したのだ、こういうような理くつもつけられる面もあるのではないか、こうも考えられます。ただしその際に、いくら農業者を保護するといいましても限度があつて、この前に申し上げましたように、農村に農業を片手間にやつていて、二反というような、わざかばかりの土地を持つていて、そしてほかに仕事があればいいけれども、ほかの仕事がなくなくなつたときには、その狭い農地に大部分依存する、こういうような階層ができました場合に、また現にあるのでありますか、そういう階層の全生産を農業について保障するということは、これは無理なことだと思うのであります。それで農業保護政策といったとしても、これは農家としてりつぱにそれで立つていける階層、あるいは一時的に国民経済の不況であるとか、いろいろなしわ寄せによつ

て、一時は苦しいかもしない、その苦しいときに國家が手をのべて支えてやれば当然自立できる、そういう階層を目標として、いろいろな農業保護の施策はとるべきであって、そういうような階層は、おのずから農家としましても、小さい兼業農家を加えた平均よりも上にあると恩う。人によりましてはそれを富農と称する、一町歩ぐらいの農家を富農といいうのは、これは国際概念に全く一致しないことがありまして、二町歩以下はどこへ行つても小農です。日本は世界的に小農である一町歩ぐらいまでも富農と称し、これに対して畠農を大いに奨励して国家がいろいろそのためには援助の手をのべると、これは富農政策であつてけしからぬ、こういう攻撃が一部から出る、この攻撃をする人は、二反、三反の、農業ではとうてい自立し得ないような人を、農業政策によつて自立し得るようにならというようなことを暗に考えておいでになるのではないか、もしそうであるとすると、私はこれは農業政策といいうものを不當に拡大して救済政策に拡つていつてしまふのであります、それははなはだおもしろくないことだと思うのであります、農

業政策を将来その方向にまで押していくようことがあるといったしましたならば、私はそれには賛成いたしかねますし、おそらく農林当局もそういうことはお考えになつていなかろうと推察いたすのであります。間違つていることがありますしたら、橋さん、どうぞ御修正を願います。

○ 橋農林省調査官 今の那須先生のお話で私の申し上げたいことは尽しておりますので、特につけ加えることはないと思います。今の一反、ニ反の農家につきましても、那須先生があつしやいましたと同じような考え方をしているわけでございますけれども、ただそういう農家に対する、今ただちにそれを全然無視して放り出すということは、現実の問題としてできません。それに対してやはりある程度生活が立っていくようなことは考えなければなりません。これが産業政策の分野は逸脱して、むしろ社会政策の面に入っている、あるいは政食政策の面であるといふ御批判は受けらるかもしませんが、それは結局、そういう政策抜きでも、そういう農家——それは農家というのがむしろ間違いなんで、農家にあらざるもの

が農業を片手間にやつてゐるという階層かわしませんか。そういうものが自立でできる体制ができるに従つて、当然それはそちらの方にまかすべきものであろうと思ひます。そのためにここに社会保障制度なり、生産なり公共事業の拡大といふことが提案されているのだと思ひますが、そういうのがどれほど効果的に実施されるかということとの関連において、当然そういうものが農業政策といいますか、農林省の保護政策の対象から、それとの関連において、その保護の程度が薄められていっていいのだろうと思ひます。われわれは、放り出してみればあとはどうにかなるというようなことには、今すぐにはちよつといかないのじやないかといふような感じを持つてゐるわけであります。

○ 稲葉専門委員 私、今の農林省のおつしやつ左意見と違う意見を持つてありますので、一つ御質問申し上げたいのです。この決議案の内容も、農業に対してどういうような考え方かということは、実ははつきりしてないわけですね。それからあなたのおつしやつたことか、あまりはつきりした方針がないような感じがあるの

ですが、私の印象は、おそらく国の政策もそうなんですけれども、当分農業から人口離脱はできぬだろう、だから今程度の米価政策、保護政策、あるいは公共事業との他の政策、それから税制というのは、やや上り目にやつていきたい、その間に商工業の方は自力をもつていくから、だんだん減っていくことは先になるだろう、だから今までとつてきた国の農業政策や農林省の方針は正しいんだ、そういうふたよくな考え方のように思うのですけれども、それはどうですか。

○橋農林省調査官 今のお話、大よつと了解しにくかったのでございますが……。

○稻葉専門委員 さきになれば、だんだん工業や商業の方に農業人口が移動していくかもしけないけれども、当分はやはり米価政策も統制も、いろいろな増産政策、そういうふたるものもやはり続けていかなければならぬ、そうしないと、やはり急激な変化が起つて国民経済上マイナスになる、さきにはだんだん農業の人口が移るけれども当分はやはり移らぬという建前で、むしろ農業自体の生産力を増加していく、それに対して国家資金を注ぎ込んでいく、場合によつては保護政策も強化

していく。こういったようなことを國の方針としてとらねばならぬとお考えになつてゐるのかといふのです。

○橋農林省調査官 そうでございます。

○稻葉専門委員 そうでしようね、ぼくもそう思う。ところでそれに対してもぼくはやはり問題があるのではないかと思うのです。この点は那須先生にお聞きしたいのですが、やや極端に申し上げますと、大体三百六十円レートがきまつたのは昭和二十四年ですね。現在まで三百六十円レートが維持されているのですけれども、その間に米力生産者価格は二倍になつてゐる。パリティならまだいいのです。しかしパリティ以上に、毎年政治米価というものが日本で成り立つてゐるのですね。そうしていやだいやだといつても、しまいには消費者米価というものがそれに追隨して上つていかなければならぬ。今後だつてそういう傾向が起つてくる。しかも農林省御発表の平均生産費は、販売米については大体六千円ですね。そして販売米に投入された労働時間と都市の平均賃金で計算して大体八千円です。それ

をさらに三割ぐらいあまけをして、今の生産者米価を作つてはいる。それで農民かうるおわれて購買力を持たれるのもいいけれども、富農とはいえないけれども、農業の生産費がそういうようになつてはいるといふ限りにおいては、そうであつても下の方は維持はできないので、上の方にはかえつて超過利潤が出てはいる。そういういたような形で、むしろ今の農業を維持しなければいかぬといったような農業政策そのものが、ある程度下層の人々の保護と称する保護政策が下層の人々の転落といったようなことを招来してはいるのではないか、招来してはいるといふことを意識的にしないで、かえつて下層の人を維持しなければならぬためにおれたちは保護政策をとつていくんなどということは、どうも矛盾でないか。

オ＝夫として、国民経済的に見て、もしもそれが有効な投資であり、労働力の吸收に役に立つとするならば、多少農業投資を落して他の投資へ持つていく、それに対して政府が責任を持つといったようなやり方は悪いのか、
オ三に、ほんとうに農業が、保護政策をしてうまく維持しているというなら、

今の税制に対して農林省は正しいと思ってあられるのか、さらに今後の公共事業や国の資金というものをほんとうにまじめに再生産や維持のために使われているのか、こういったようなことがぼくはやはり立証されなければならぬと思うのですけれども、どうもしか見てみると、そういうような印象は非常に少い。あまりにも政治的だと思うので、それに対するはどういうようにお考えになるかということを言つていただきたい。

○ 那須委員 分かり稻葉君の御質問は私に対するでござりますか。

○ 稲葉専門委員 そうです。

○ 那須委員 質問がはなはだ多岐にわたつておつたので、全部申し上げることはできぬかもせんけれども、オ一の米価の今のかめ方が妥当と考えるかどうか、あまりに政治的にこれがきめられてはいいかという御質問に對しては、私も実は同様の感じを持つております。ただし生産費につきましては、平均の生産費が六千円だからというお話をありましたが、平均の生産費をカバーするだけ

の米価では、いわば半分の米作が不利になるわけですから、米作の維持、いわんや拡大ということは非常に困難になつてくるだろうと思うのです。そうかといって、最高の限界生産費を保障するといふことも、これも不可能でありましょう。また最高の限界生産費は幾らかといふことを計算したり、とんでもないことになると思う、そこで、もつぱら商品として米を販売しているその農家の相当の部分が生産費を保障されるといふところを見当にしなければならぬと思う。それは平均生産費以上だろうと思う、しかし今のパリティ計算による米価の決定といふものはそれとは別途の見地から出てきて、いるのでありますて、ああいうような考え方は、ある特定の時代においては私は存在の理由があると思うのであります。あれを恒久化することについては、どうも私はともに十分に納得しかねる。ことにパリティ計算と称しながらも、実は政治的の勢力關係によりましてかなりそれが動かされてゐるのでありますて、これは私は米価なり今日の米穀の管理制度については、相当思い切つた改正をした方がいいのではないかと考えて

あります。

それから、そういうようなどにかくいろいろ疑問のあるところの米価を高く維持することが、かえつて小農に対して不利益を与えているのではないか。こういう話は、米穀生産者でない、また販売すべき米を持つていない、逆にそれを購入している小農に対して不利ではないか、こういう御質問だらうと思ひます。米だけに関する限りは、そういう小農は消費者としての立場に立つておるのでありますから、他の都市の米穀消費者と、それに関する限りは同じ利害関係を持つだろうと思ひます。ただし農民の一員として、他の大多数の農家が米穀の販売者であり、そしてその米価がある程度高く維持されることによつて、農村の経済全体がうるおつてゐる、そしていろいろな仕事も出てくる、その余沢をそういう小さな米の購入者である農家が受ける場合もあるだらうと思ひますし、ですから米の高いことは、米を買つている小農にとつては常に不利だという簡単な結論は出てこないのではないか、こう考えるのです。

それからもう一つ、國が農業方面に財政投資をするよりも、もつと有利なほのか
産業にどんどん投資して、そうして国民經濟全体を發展させて、そうして農村の
いわば過剰人口もそつちに吸収し、農業がもつと生産性の高いものになり合理化
されるようにした方が、残つてゐる農民にとつてよいのではないか、こういう御
意見でありますか、これも程度問題でありますて、具体的に今数字を持つてお
りませんが、私は農業者の預貯金というものがかなり地の方面に回つていると思
う。今日では農民も株を買ひますし、農業者の農業以外への投資が相当多くて、
むしろ農業自身が資金に枯渇している。こういうような当事者の不謹慎といふか
淺慮のために起つたような事態があるとすれば、それを國のようないものがある程
度カバーするということはしてもよろしいのではないか、こう思います。

以上三点お答えいたしました。なお橋さんから一つ、私と違う意見、あるいは
足らないところは御補足願います。

○ 橋農林省調査官 大体那須先生がお述べになりまして、同じことなんですが、今か

米価がそういう非常に小さい農家に対して不利にわたる面があるということは、あつしやる通りの面がありまして、その点は事実の面があると思います。

政治的に非常に高くつり上げられてはいる、これはいろいろな見方がござりますし、ある面でそういったことも、過去においては必ずしもなかつたとは申せないと思います。

それからまた米価のきめ方につきましても超過供出の報奨金とか、そういういたものについて、結果において稻葉先生があつしやつたような効果がある面において出て参つてあつたということは、否定できない面があると思いますが、米価そのものが全体として高過ぎる、あるいはペリティ米価という考え方自身がおかしいのではないかというふうには、私ども必ずしも考えておりません。ただ米価の問題は政治的にもいろいろ議論になつてゐる問題でございまして、ちよつと私自身、農林省はこうだといふようなことを簡単に申し上げる立場にございませんので、その他の点も大体那須先生があつしやつたような考え方をとつてゐるわけで

ござりますけれども、やはり農民というものがあれだけの大きな人口を占めてお
りまして、それが他の産業に資本を投下することによつて、その他の産業の雇用
力が増大すれば、農業の過剰人口がそつちに吸収されていく。基本的にはそういう
ようになればけつこうでありますか、だから農業は放つておいてもいいではな
いかといふわけには参りませんで、そういうものが急に他の産業に出ていけない
というのが実情である以上は、やはりそれだけの、農業従事者の所得水準が他の
一般の国民の所得水準にある程度バランスのとれたかつこうで発展していくため
に、農業の生産力が他の産業とあまり劣勢にならないような、バランスのとれた
かつこうで生産性が上っていくといふのが、やはり国民経済としては望ましい姿
ではないか、そのためには今とられております農業の保護政策といふか、そういう
ものが決して過大であり過重であるとはいえないのではないかというのが、私
どもの考えておりますところであります。

○永井会長 それでは予定より少し早うございますが、おつかれでもありますようし、

今日はこれで終りたいと思います。労働省と農林省のお方のお話、まことにありがとうございました。

それでこの次の予定ですが、月末か末月の上旬に通産省と経済企画庁当局のお話を伺います。もう一回末月中旬に建設省と文部省当局のお話を伺わ
リたい。それでヒヤリングは打ち切りまして、その上でこの懇親会を那須さんの司
会しておいでになるオ一部会の方へ移しまして、そこで起草委員なども送んでい
ただくような運びにいたしたいと考えております。

今日は長時間まことにありがとうございました。

午後三時三十五分散会

(終)